

市第8号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年5月19日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の5第1項中「100分の2」の次に「（横浜公園にあっては、100分の7）」を加え、同条第2項中「100分の10」の次に「（横浜公園にあっては、100分の31）」を加える。

第30条を次のように改める。

（横浜公園の野球場に関する特例）

第30条 株式会社横浜スタジアムが横浜公園の野球場（附属する施設を含む。）を管理して同公園を使用する場合の使用料の額は、第16条第1項の規定にかかわらず、アマチュア競技団体以外の団体が興行（入場者から入場料その他これに類する対価（以下「入場料等」という。）を徴収するものに限る。）を行うため当該野球場を使用する場合にその対価として株式会社横浜スタジアムが徴収する額に100分の8を乗じて得た額及び当該野球場に係る土地借受料の額を基準として、規則で定める。

第31条第1項第1号中「入場料その他これに類する対価（以下「入場料等」という。）」を「入場料等」に改める。

別表第1横浜公園の項を削る。

別表第2第1号エの表横浜公園の野球場の項を削り、同表野球場（横浜公園の野球場を除く。）の項中「野球場（横浜公園の野球場を除く。）」を「こども自然公園の野球場」に改め、別表第2第3号イ中「入場料その他これに類する対価」を「入場料等」に、「150,000円以内で市長の定める」を「1時間につき1,300円以内の」に改め、同号エの表場内放送設備の項、浴室（温湯シャワーを含む。）の項、温湯シャワーの項及びロッカールームの項を削り、同表屋外照明設備の項中「1時間」を「30分」に、「70,000円」を「2,650円」に改め、同表スコアボードの項、会議室の項、屋内練習場の項及び備考を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条の5第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

横浜公園の公園施設の設置基準を改めるとともに、同公園の野球場に係る使用料を改定する等のため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（公園施設の設置基準）

第3条の5 法第4条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の2（横浜公園にあっては、100分の7）とする。

2 令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10（横浜公園にあっては、100分の31）を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

（第3項から第5項まで省略）

（横浜公園の野球場に関する特例）

（横浜公園の野球場に関する特例）

第30条 株式会社横浜スタジアムが横浜公園の野球場（附属する施設を含む。）を管理して同公園を使用する場合の使用料の額は、合の使用料の額は、第16条第1項の規定にかかわらず、横浜公園第16条第1項の規定にかかわらず、アマチュア競技団体以外の団体の野球場に係る土地借受料及び光熱水費を基準として、規則で定体が興行（入場者から入場料その他これに類する対価（以下「入場料等」という。）を徴収するものに限る。）を行うため当該野球場を使用する場合にその対価として株式会社横浜スタジアムが徴収する額に100分の8を乗じて得た額及び当該野球場に係る土地借受料の額を基準として、規則で定める。

2 株式会社横浜スタジアムは、毎年規則で定めるところにより、横浜公園の野球場の年間使用計画書を市長に提出しなければならない。

3 株式会社横浜スタジアムが前項の年間使用計画書に基づき横浜

公園の野球場を使用するため、第7条第2項の規定による許可を受けようとしてした申請が、他の者の申請と競合した場合において、市長が特に必要があると認めるときは、第21条の規定にかかわらず、株式会社横浜スタジアムを優先者とすることができる。
 (三ツ沢公園の球技場に関する特例)

第31条 アマチュア競技団体以外の団体が市長が指定したもの（以下「指定団体」という。）が三ツ沢公園の球技場を利用する場合の利用料金の基本額は、別表第5第1号の規定にかかわらず、1試合につき150,000円とする。ただし、次の各号に該当する場合は、150,000円に当該各号に定める額を加えた額とする。

- (1) 三ツ沢公園の球技場の利用に際し、指定団体が入場者から入場料等（以下「入場料等」という。）を徴収する場合、別表第5第2号の規定にかかわらず、徴収した入場料等の総額に20分の1を乗じた額

(第2号及び第2項から第4項まで省略)

別表第1 (第7条第1項)

有料施設

有料施設の属する公園の名称	有料施設の種別
(省)	略)
横浜公園	野球場
(省)	略)

別表第2 (第16条第1項)

- (1) 使用料の基本額

(アからウまで省略)

エ 有料施設の使用料

種 別	貸切使用料		個人使用料	
	単 位	金 額	単 位	金 額
横浜公園の野球場	1時間につき	28,000円以内		
こども自然公園の野球場 野球場（横浜公園の野球場を 除く。）	(省 略)	(省 略)		

(第2号省略)

(3) 使用料の増減

(ア省略)

イ 有料施設の利用者が会合者から 入場料等 入場料その他これに類する
対価 を徴収する場合は、第1号エに定める使用料に、1時間
につき1,300円以内の 150,000
円以内で市長の定める 額を加えた額を、当該施設の貸切使用
料とする。

(ウ省略)

エ 有料施設の利用者が当該有料施設の附属設備を使用する場
合は、第1号エに定める使用料に、次表に定める額を加えた
額を、当該施設の使用料とする。

附属設備の種別	単 位	金 額
場 内 放 送 設 備	1回につき	4,000円以内
浴室（温湯シャワーを含む。）	1室1回につき	6,000円以内
温 湯 シ ャ ワ ー	1回につき	個人用 100円以内

市第8号

		団体用	2,500円以内
ロッカールーム	1室1回につき		3,000円以内
(省 略)			
屋外照明設備	$\frac{30分}{1時間}$ につき		$\frac{2,650円}{70,000円}$ 以内
スコアボード	1回につき		7,000円以内
会議室	1日につき		4,500円以内
屋内練習場	1時間につき		3,000円以内

備考 会議室及び屋内練習場については、単独で使うことができる。この場合において、その使用料の額は、会議室については1日につき4,500円以内、屋内練習場については1時間につき3,000円以内とする。